

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月2日（月）午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (44名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
		6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英		
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋		
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (3名)

農業委員

5番	大島 博雅	15番	土居 喜三郎
----	-------	-----	--------

最適化推進委員

2番	井上 和久
----	-------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

18番	藤岡 功	19番	松本 武雄
-----	------	-----	-------

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 農地転用確認交付申請書について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に
対する回答について
(令和4年3月16日～令和4年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 令和4年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について
議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年5月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

こんにちは。お天気の良い中ご出席を頂きまして、ありがとうございます。
田植えの方はもうほぼ終わったのかなという感じがしておりますが、ミカンの方につ

きましては、花が咲き始めてこれから防除、防除になるのかなと思っております。

寒かったり暑かったりというおかしな天気ですが、またこれから秋の収穫に向けてです、農作業が続くと思いますが、体に十分気を付けて頑張っていたきたいという風に思っています。

コロナにつきましては、相変わらずという状況でございます。宇和島の方も2桁が出ている様な状況でございます。ですが全国的には感染者は治まっております、久しぶりの規制のないゴールデンウィークという事ですね、きさいや広場の方も駐車場はいっぱいでして、非常に賑わっている状況かなという風に思って、一つはうれしい状況でございますが、反動としてはですね、またコロナが広がるんじゃないかなという懸念もございます。皆様方も十分に気を付けてもらえたらという風に思っております。

またウクライナ、ロシア情勢でございますが相変わらずという状況でございます、いつになったら終わるのだろう、またロシアの方もですね核の攻撃を示唆するような発言もございまして本当に怖いなど、国連がですねほとんど機能していないと、またロシアも常任理事国でございます、色んな意味で勧告につきましても否決という事をしたり、混雑とした状況が続いていて暗い情勢でございますが1日も早く終結をしていただかないと物価の上昇、特に農業関係につきましてもガソリン、軽油の値上げ、それからですね一番懸念するのが肥料、肥料の原料をロシアから輸入をしておりますので、その点が一番の心配でございます。何もかにも上がって上がらないのはミカン代と米という事でございます。非常に心配をしている状況でございます。また米粉につきましては政府の方もですね、補助を出している事を言っていただきまして、先般、地区選出の国会議員の方にもですね米粉の活用に向けてのお願いをしてきた所でございます。そういう風な状況ですね、小麦の価格が上がっているという事は一つ米価にも影響するのかなという風に思っております。これを良い機会と捉えまして米粉の活用にはですね、十分に政府に補助金を出して頂いて、広く流通していただくように、また価格だけではなくて、味が付いていかなければ今後の販売というのも繋がっていきません。みなみくんでもですね米粉パンを一生懸命売って頂いておりますが、これが一つのキッカケになって米粉の活用という事に活路をひらいて頂いたらと思っております。

そして5月31日なのですが、全国の会長大会が東京の方で開催されます。リモート参加という事も求められておりますが、私と局長の方は久しぶりに参加させてさせていただこうかなと思っております、来月の総会の方は代行の方にお任せしたらという風に思っております。その時に代議士の県選出の国会議員にですね要請書を出して、農地流動化に関する事、それから相続で未登記の農地がありますけれども、そのような事ですね国の方の法改正を伴うような、民法改正を伴うような件につきましても、早く改正をして今の農家の方に土地をなるべく流動化できるような形をお願いをしてこようという風に思っております。

また農業委員会の既定の中で、認定農業者が過半数居なければならないという案件がございます。うちの方は24名の内14名が認定農業者でございます。過半を超している訳でございますが、特例というものがありまして、これまでは定数の8倍を取れない所につきましては過半数でなくても良いという特例があった訳なのですが、これが30倍になりまして、宇和島の場合は今の認定農業者が今450名程度ですけれども、これ

が720名以下であれば過半の特例を除外できるという事になりました。計算方式につきましては色々あるのですが、これも数字マジックみたいな事ですね、そういう風な事もありまして一応過半数なくても良いという状況になりました。愛媛県下での代表としては松山市を除けて後全部の19市町におきましては、これは適応外になるという事になりましたのでご報告をしておきたいという風に思っております。

今回も重要な案件が揃っておりますので十分な審議を賜りますようお願いいたします。

それから先月の総会で申し上げました市長に対する意見書ですが、各自作って頂いていると思いますので、総会終了後に各旧市町において集まって頂いてご討議いただいて事務局の方に提出していただいたら言う風に思っておりますのでよろしくお願いいたします。

欠席報告をお願いします。

《中島次長》

はい。失礼します。本日は大島委員、土居喜三郎委員、井上委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に藤岡委員、松本委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

失礼いたします。番号1番、貸出人が〇〇〇〇さん、借受人が△△△△さんですが、双方親戚関係でありまして、□□□□さんの親が千葉県へ移転したという事で、家の方の土地、家屋を売りたいという事でお話を頂きまして、親戚にあたります◇◇◇◇さんが承諾をして売買契約になりました。規模としては1町5反程あるのですが、金額的には50万円位で契約をしたという事でございます。〇〇〇〇さんも農地拡大を目指しておりまして、農地があるという事で何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼いたします。番号2番について説明させていただきます。譲受人の〇〇〇〇さん、譲渡人の△△△△さんは同じ自治会でありまして、近所の□□□□さんは今も野菜を販売しているのですが、今度はハウスを建てて大々的にしていきたいという風な意向がありまして、丁度隣に◇◇◇◇さん圃場がありまして、所有権移転という事で話が決まったようで何ら問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します。3番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんは会社員で中々耕作が出来ないという事で、熱心に農業をされている△△△△さんに所有権移転をするという事で問題ないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。4番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは今まで△△△△さんの農地を管理しておりました、□□□□さんについては松山市にお住まいという事で、中々管理が出来ないという事で、今回は◇◇◇◇さんが今までどおり引き継いで農地を管理するという事になりました。〇〇〇〇さんにつきましては非常に熱心に農業に取り組まれており何ら問題ないと思います。

続きまして5番について申し上げます。〇〇〇〇さんにつきましては建設業を営んでおられます。今までは△△△△さんの方で管理をされていたのですが、中々管理が難しいという事で□□□□さんの方をお願いしております。これについても何ら問題ないと思います。

続きまして6番であります。これにつきましては〇〇〇〇君26歳と若いんですがお父さんの農業を手伝っておられます。この度、△△△△さんの土地を借りまして、この案件についても今までも□□□□さんが耕作をされておられました。今回、正式に契約を結びたいという事で何ら問題ありません。

《土居和宏委員》

7番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは△△△△さんの土地を譲り受け

るという様な事になりました。□□□□さんの方はご希望がありまして譲りたいという事で丁度、◇◇◇◇さんの方は経営拡大したいという事で話がついて、それについて問題ないと思います。

《富永委員》

8番について説明します。〇〇〇〇さんから連絡がありまして一応売買が決まったという事で、電話でお知らせしたという事でした。この△△△△さんは将来に向かって丁度ここが精米所の精米くずや、もみ殻の一時ストックや処分の場所、この辺に将来にわたってこういうのが発生した場合に備えて購入されたそうです。何ら問題はありません。

《安並委員》

9番、〇〇〇〇さんは△△△△さんの外孫にあたります。経営拡大の為であり何ら問題ないと思われまます。

《小清水委員》

10番についてご説明いたします。有限会社〇〇〇〇につきましてはもう清算済みであります。その中ですね農地2筆がまだ残っていたという事で、今回、△△△△さんに譲り受けるという事でございまして、何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

11番、〇〇〇〇さんの樹園地を△△△△さんへの所有権移転、熱心な方で問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

12番、〇〇〇〇さん。△△△△さん。この人は親戚関係になりますので、この土地を借りて経営規模拡大という事で何ら問題ありません。

《河野勇一郎委員》

13番について説明させていただきます。借受、貸出〇〇〇〇さんとなっておりますが、親子関係という事でありまます。補助事業申請のため使用貸借権設定ですので何の問題もありません。

《赤松俊雄委員》

14番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。これも経営規模拡大の為で何ら問題ありません。

続いて15番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ。これは親子関係でありますので何ら問題ありません。

《滝澤委員》

16番について説明いたします。〇〇〇〇君は病気で農業が出来なくなって耕作者を探していた所、同じ地区の△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは親子で非常に熱心に農業をされておりますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、森委員、宮口委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 森委員、宮口委員退席 ・・・・・・・・

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

森委員、宮口委員委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 森委員、宮口委員着席 ・・・・・・・・

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

1 番について説明させていただきます。〇〇〇〇さん兄妹の名義の畑、30年前は水田だったのですがそれから畑という形で、その名義のものを一応分譲住宅土地専用という形で契約をします。小清水会長以下、事務局立会いのもと実地したもので問題ないと思っております。

《氏原委員》

2 番について説明いたします。4月26日に会長及び事務局と現地調査を行っております。申請地の譲受人は代表取締役を務める株式会社〇〇〇〇が、宇和島市内で道路工事事業などを行っておりますが、既にこの事業地が車で不便である為、譲受人が申請地を取得して事業用車両の貸露天駐車場として利用したい為です。申請地は△△△△の近くで、周辺は既に宅地化になっており問題はありません。

《赤松俊雄委員》

3 番、4 番について説明します。この土地は〇〇〇〇といいまして、酒、ビールなどのビンを集めて再生していた所です。時代の需要と共になくなりまして、今は、△△△△さんは神戸の方に行っています。□□□□さんは親戚内に当たりまして、土地の一部を自分の土地も住んでいる訳ですが、手狭な訳で将来的にその土地の一部が欲しいので2筆売買する訳でございます。

《廣見委員》

5 番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは自己住宅を建てるために土地を探していた所、△△△△さんの畑を購入という事で話がつき所有権移転となりました。4月26日に小清水会長始め事務局、関係者として現地調査をいたしました。この現地は以前に国土調査が終わっており、境界はハッキリしており何ら問題ありません。

《河野順子委員》

6 番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが永久的に使用貸借を受けて宅地にするという申請です。この案件については4月26日に会長さんを始め関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用する事によって周囲に被害はなく問題ないと思っております。周囲の水路の方にも容認されているそうです。

《梶原委員》

失礼します。7 番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて自己住宅を建てるという申請です。この案件につきましては4月26日に会長始め関係者として現地調査を行っております。一部土砂等で埋め立てられている事が分かりましたので、この事に対しては始末書の提出を終わっております。この転用による周囲に害はなく問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号令和4年度宇和島市農業委員会活動計画（案）の承認について、及び議案第4号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）については関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《中島次長》

（議案第3号、第4号議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

はい。只今、事務局より説明がありました。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号令和4年度宇和島市農業委員会活動計画（案）の承認について、及び議案第4号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第3号及び議案4号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。1番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは非常に熱心に農業に取り組まれております。今回、△△△△さんの土地を借りまして耕作するという事で、新規でございますが何ら問題ないと思います。

《末光委員》

2番について説明させていただきます。〇〇〇〇の△△△△さんの土地を借りて□□□の◇◇◇◇さんが新規に利用権設定するという事です。

《三好委員》

3番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの更新になります。問題ないと思います。

《平山委員》

4番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係でありまして、□□□□さんは熱心に農業をやられております。別に問題ないと思います。

《山本一也委員》

5番について説明します。〇〇〇〇さんから△△△△さんは経営拡大で相手方の要望で更新であります。賃貸借権設定でございます。

《氏原委員》

6番について説明いたします。〇〇〇〇さんが耕作者を探していた所、隣接地で耕作をします△△△△さんが新規に作る事になりました。□□□□さんは熱心な稲作農家であり問題ありません。

《黒田委員》

7番から10番まで説明をいたします。

7番につきましてはここに有りますように〇〇〇〇さんは81歳というご高齢でございますが、さらにご高齢の△△△△さんから利用権設定を受けるという事で、更新でございますので、□□□□さんも熱心にやっておられますので何ら問題ございません。

8番もこれも利用権設定する人の方が若いのですが、〇〇〇〇さんは熱心にやられておりますので何ら問題ないと思います。

9番、これは新規でございますが〇〇〇〇さんは若く、農業機械も相当の物を揃えておられ熱心にやっておられますので何ら問題ないと思います。

10番も同じ〇〇〇〇さんで何ら問題ないと思います。

《畠山委員》

11番について説明します。更新であります。設定を受けるのは〇〇〇〇で法人であり、いままでどおり耕作するという事なので、何ら問題ありません。

《土居和宏委員》

12番について説明いたします。利用権設定する〇〇〇〇さんですが、これまでは利用権設定受ける△△△△さんのお父さんの方に耕作を依頼されておりました。息子さんの方が耕作をされるという事で、新規にはなっていますが何ら問題ありません。

続きまして13番です。黒田農業委員さんの代わりに説明させていただきます。利用権を設定する方、〇〇〇〇さんなのですが89歳で、中々農業をするのが難しく△△△△さんが草刈等熱心にやられておられます。この度、□□□□さんの方から要請があつて◇◇◇◇さんが引き受けて新規になっております。何ら問題ないと思います。

《瀧水委員》

14番から17番について説明いたします。

いずれも双方合意の更新でございますので何ら問題ないと思います。

《富永委員》

18番、19番の説明をします。〇〇〇〇さんの息子さんも手伝いをされております。更新でございますので何ら問題ないと思います。

19番も〇〇〇〇さんが受けられるようになっているのですが、更新でございますので問題ないと思います。

《滝澤委員》

20番から29番まで説明いたします。

利用権設定する方々は高齢であったり、農業をされてなかったり、また行政区外であったりで一畝を〇〇〇〇さんが耕作するようになりました。ここの面積の1500㎡まで利用権設定を受ける△△△△さんは、熱心に農業をされていて地区のリーダー的存在でもありますので問題ないと思います。

《谷本委員》

30番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされている方であり、この件につきましては更新でございますので、何ら問題ないと思います。

31番について説明いたします。〇〇〇〇君は△△△△さんから新規に借りて作ら

れるそうです。亡くなられた□□□□さんが生前亡くなられた折には◇◇◇◇君が作って欲しいという要望があったそうで、その意向もありまして◇◇◇◇君が新規に農地を借りて作る事になったそうです。これも何ら問題ありません。

32番、○○○○君は熱心な農家であります。新規ではありますが問題はありせん。

《河野勇一郎委員》

33番について説明いたします。更新の賃貸借権設定ですので何ら問題ありません。○○○○さんも熱心に取り組んでおられます。

34番について説明させていただきます。新規で使用貸借権設定という事で、○○○○さんは少し前に体調を崩されており中々農作業をする様な状態ではなく、今回、そこを△△△△さんが引き受けて耕作されるという事です。何も問題ないと考えております。

《小清水委員》

35番から37番までをご説明いたします。この案件につきましては、報告第2号でありました貸借契約を解約された分であります。○○○○さんは離農して農業は全然やっておられません。それで36番の△△△△さんと全筆に亘って契約をしていたのですが、36番につきましては更新でございます。

35番、37番につきましては新しく耕作者を選んで○○○○さん、△△△△さんが耕作するようになりました。お二人とも若い方でございまして大変良くやられまして何ら問題ないと思っております。

38番につきましては、借主の○○○○さんはお母さんが△△△△出身でございましたので、その関係で□□□□の方の水田も広く作っております。この案件につきましても更新ですので何ら問題ないと思えます。

《赤松利彦委員》

39番、40番は○○○○さんが新規に耕作をされるという事でございます。何ら問題ないと思えます。

41番は更新であります。問題ないと思えます。

《上田委員》

42番、43番の説明をさせていただきます。○○○○さんが耕作されている農地を△△△△さんが借り受けて耕作するという事でございます。□□□□さんは10年以上農業を体験しており問題ないと思えます。

43番、これも○○○○さんの園地を△△△△さんが借り受けるという事です。

44番も○○○○さんの園地を地元の△△△△さんが借り受けることになりまして、□□□□さんは熱心な方でございますので何ら問題ないと思えます。

《赤松俊雄委員》

45番、○○○○さんと△△△△さん。□□□□さんは熱心にミカン作りをやってお

り何ら問題ないと思います。

《森委員》

46番、47番、48番はいずれも水稲で新規であります。借受人は〇〇〇〇さんで問題ありません。

49番ですが〇〇〇〇さんは高齢でございますので、丁度隣の△△△△さんが若いので、熱心に規模拡大している農家でありますので何ら問題ないです。

《藤岡委員》

50番について説明いたします。更新になりますので〇〇〇〇さんは元気でありませぬ。問題ありません。

《松本委員》

51番について説明します。この分は〇〇〇〇さんと△△△△さん。亡くなられて相続人の方が5名居られますがその方達との更新でありますので何ら問題はありません。

《谷本委員》

1番について説明いたします。〇〇〇〇君が△△△△さんの畑を以前から作っておられまして、今回はそういう事もありまして売買契約が成立したということでございます。何ら問題ないと思っております。

《滝澤委員》

2番について説明いたします。所有権を移転する〇〇〇〇さんは病気により農業が出来なくなり、耕作者を探していた所、△△△△さんとの話がまとまりました。□□□□さんは親子で熱心に柑橘を手入れされている方なので何ら問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

3番について説明いたします。所有権を移転する〇〇〇〇さんは80歳という事もあり、病気がちでもあります。それで作っていただけの方を探していた所、△△△△さんとの売買が成立したという事です。□□□□君も熱心に柑橘作りに取り組んでおりますので、何ら問題ないと考えております。

続いて4番について説明いたします。こちらも所有権を移転する〇〇〇〇さんも要望で△△△△君に作ってもらえないかという事で、売買が成立したという事です。□□□□君も熱心に柑橘栽培を行っており何ら問題ないと思います。

5番について説明いたします。所有権を移転する〇〇〇〇さんは3番の方と同じで、柑橘栽培するのは中々だという事で、△△△△さんに作ってもらえないかという事で、今回、売買が成立したという事です。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、黒田委員、谷本委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 黒田委員、谷本委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

黒田委員、谷本委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 黒田委員、谷本委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和4年5月定例総会の議案を終了いたします。